平成２６年（フ）第６１２号
神戸市長田区二葉町８丁目４番14号
債務者　木下　健治
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６４０号
神戸市中央区二宮町４丁目20番13号　おおづ第２ビル305
債務者　髙木　京子
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６６１号
神戸市東灘区住吉台14番18号　赤塚橋ハイツ202号
債務者　福森　杏里
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６６７号
神戸市垂水区学が丘５丁目２番506―403号、従前の住所神戸市西区天王山26番地の１
債務者　中平　真博
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２４０号
兵庫県伊丹市野間北１丁目２番11号　水口荘２階北、前住所兵庫県伊丹市大鹿６丁目69番地　グリーンハイツ伊丹201号
債務者　中華料理浜ちゃんこと　後濱　昭一
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第２４２号
兵庫県川西市美園町15番７号、前住所兵庫県川西市栄町１番14号　301
債務者　澤村　舞美
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第２５８号
愛媛県松山市保免西２丁目５番32号　ディナスティワタナベ106号
債務者　坂本　昌悟
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５７号
大分県宇佐市大字下高1588番地　市営下山団地300棟303号
債務者　牧野　桂子
1　決定年月日時　平成26年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２６年（フ）第２４５号
宮崎市南花ケ島町63番地４　第５渡辺ビル303号
債務者　長濱　晃弘
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２５４号
宮崎市大字熊野10017番地
債務者　日髙　裕子
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第９５号
北海道余市郡仁木町北町４丁目56番地
債務者　藤川　　朗
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第２１０号
福井市光陽１丁目21番10号
債務者　大久保ヒナ子（旧姓関ヒナ子）
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２１５号
福井市足羽４丁目３番11号
債務者　大橋　英明
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２１６号
福井市足羽４丁目３番11号
債務者　大橋　和枝
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２２２号
福井県勝山市旭町１丁目２番34号
債務者　吉田　和幸
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２２３号
福井市松本２丁目28番10号　ベルベール松本305
債務者　竹田万里子
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１１３３号
愛知県東海市富木島町伏見４丁目９番地の６　ＳＴＥＬＬＡ伏見301号
債務者　岡田　　元
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部